

奈良の森をまもる

県政/
スポット

国と県の森林環境税

奈良県は県の面積の約8割が森林です。吉野林業に代表される優良材の生産地として長い歴史を有し、豊かな森林環境が育み守られてきました。暮らしを潤す多様な恵みは、県民全体が等しく享受しています。豊かな森林環境を次の世代に引き継ぐため、国および県の税制度である「森林環境税」を活用し、森林環境の保全に努めています。

国税での国の森林環境税 取り組み

市町村が
実施する取り組みに
活用しています。



税について

令和6年度より、個人の県民税及び市町村民税の均等割と併せて徴収する国税です。(年額1,000円)

なお、防災のための個人住民税均等割の引き上げ措置が終了し、国の森林環境税が導入されるため、前年度と税の負担は変わりません。

税の使い道について

森林整備を推進するため、市町村が施業放置林の整備や森林所有者への意向調査、学校における奈良の木を使った学習机・椅子の配置などの事業を実施しています。

取り組み内容

①施業放置林の整備

森林所有者と施業協定を締結し、強度間伐(伐採木の割合が高い間伐)を実施しています。



②森林所有者への意向調査

森林所有者に対し森林経営管理の意向を調査し、今後の森林管理についての見通しを立てています。



③学校における奈良の木をつかった 学習机・椅子の配置

小学校入学から卒業まで木に触れ合いながら使えるよう教室に奈良の木を使った学習机と椅子を配置しています。



【県による市町村支援事業】

④航空レーザー測量による 森林資源情報の解析結果の提供

市町村が行う施業放置林対策や森林経営管理などに役立てています。



上記は取り組みの一例です。

①施業放置林の整備



④航空レーザー測量による 森林資源情報の解析結果 の提供



②森林所有者への 意向調査



③学校における奈良の木を つけた学習机・椅子の配置



詳しくは
こちら▶



森林のはたらきとは

森林にはさまざまな働きがあります。

渇水や洪水を緩和する



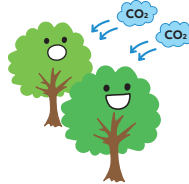
動物などの住み処になる



土砂の流出や崩壊を防ぐ



二酸化炭素を吸収する



木材を生産する



県税での奈良県森林環境税

県が実施する広域的な取り組みに活用しています。



取り組み内容

①森林生態系の保全

動植物の生態を見守りつつ、シカの防除や病虫害などによる森林被害を調査しています。
(写真はヘリによるナラ枯れ被害調査)



②森林防災力の強化(混交林誘導整備)

施業放置された人工林を混交林(さまざまな樹種が生える森林)へ誘導しています。



③人材養成(フォレスターアカデミー運営)

森林環境の維持向上に関する専門的な知識を有し、実践できる人材を養成しています。



④森林環境教育の推進

森林に関する副読本の配布や間伐体験など森林と環境について積極的に学べる機会を提供しています。
(写真は小学校用副読本)



税について

平成18年度より、県民税の均等割に上乗せして徴収している県税です。(個人の場合年額500円、法人の場合森林環境税課税前の均等割額の5%相当額)

税の使い道について

森林環境を保全するため、県が森林生態系の保全や森林防災力の強化、フォレスターアカデミーの運営、森林環境教育の推進などの事業を実施しています。

①森林生態系の保全



②森林防災力の強化(混交林誘導整備)



④森林環境教育の推進



③人材養成(フォレスターアカデミー運営)



詳しくはこちら

問 県税務課
県森林環境課

☎0742-27-8853(課税について)
☎0742-27-8115(使途事業について)